

活水学院点検・評価規程

(趣旨)

第1条 活水学院は、その教育研究水準の向上を図り、学院の目的及び社会的使命を達成するため、学院の活動の状況について自ら点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行う。

(規程の目的)

第2条 この規程は、前条に定める点検・評価を行うにあたっての項目と体制に関する事項を定め、もって点検・評価を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(点検・評価の項目)

第3条 点検・評価の項目は、次に掲げる学院の活動の状況について、全体的に計画的なものとして設定するものとする。項目の詳細については、別に定める。

- (1) 本学の理念・目的に関する事項
- (2) 教育研究活動及びその組織機構・運営に関する事項
- (3) 教育研究活動以外の活動及びその組織機構・運営に関する事項
- (4) その他点検・評価に関する事項

(点検・評価の実施)

第4条 点検・評価を行う機関は、次の通りとする。

- (1) 大学・大学院に関するもの 活水女子大学点検評価・質保証推進会議
- (2) 中学校・高等学校に関するもの 運営委員会

2 活水女子大学点検評価・質保証推進会議及び運営委員会は、それぞれの所管する事項について定期的に点検・評価を行い、それぞれの学校長を経て院長に提出する。

(点検・評価結果の取扱い)

第5条 各部局等は、点検・評価結果を基に改善の措置を講じるものとする。

- 2 学校長は、点検・評価結果を公表し、前項に定める改善の措置について監督する。
- 3 院長は、点検・評価結果に基づき、改善すべき事項を法人の事業計画に反映させていくよう理事長に提言する。

(事務)

第6条 点検・評価に関する事務は、総合企画室及び運営委員会が担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常務委員会の議を経て、理事会で決定する。

附 則 1

この規程は、2009（平成21）年11月16日から施行する。

附 則 2

この規程は、2014（平成26）年7月1日から施行する。

附 則 3

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則 4

この規程は、2022（令和4）年2月1日から施行する。

附 則 5

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。